

転園申請をされた保護者様へ

転園とは…保育園・認定こども園・地域型保育施設のいずれかに在籍中で、そのいずれかに入所が決まった場合を指します。

転園申請の有効期限は、保育の利用を希望する期間の開始月から年度内の6か月間です。

(継続通園の書類をご提出いただいた場合でも、上記期間中であれば、転園申請自体は有効です。)

転園が決まった場合、現在在籍している保育施設に戻ることはできません。また、転園を決定する際に保育サービス課から再度意思確認はいたしません。

転園の意思がなくなった場合は、速やかに『申込内容変更届』の2番(※1 申込取下)にご記入いただき、選考会議日前日までに入園相談係へご提出ください。

【例】4月1次入所分からの申込みを取り下げたい場合の提出日…12月22日(金)まで

希望施設を変更する場合は、『申込内容変更届』の1番(※2 希望施設変更)にご記入いただき、変更開始月の申込み締切日までに入園相談係へご提出ください。

【例】4月1次入所分からの希望園を変更したい場合の提出日…11月27日(月)まで

※1 申込取下げとは…申込みをしているものが無効になります。申込取下げ後、保育施設を希望する場合は再度申請が必要です。

※2 希望施設変更とは…希望している施設の削除・追加・希望順位変更のことを指します。

内容をご確認のうえ、ご自宅で保管してください。

申込内容変更届については、ホームページでダウンロード可能です。

保育サービス課入園相談係

TEL : 03-3579-2452